

○大崎上島町教育・交流施設の設置及び管理に関する条例

令和3年6月10日

条例第17号

(設置)

第1条 地域の資源を活用し、地域の特性を生かした教育・交流の場を提供することにより、人材の育成と地域の活性化を図ることを目的として、大崎上島町教育・交流施設（以下「教育・交流施設」という。）を設置する。

(名称、愛称及び位置)

第2条 教育・交流施設の名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大崎上島町大串教育・交流施設
- (2) 愛称 FLAT HILL いこいの家
- (3) 位置 大崎上島町大串674番地

(使用の許可)

第3条 教育・交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- 2 町長は、前項の許可をする場合において、教育・交流施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

- 2 使用者は、前項の使用料を、教育・交流施設の使用を開始する前までに納めなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育・交流施設の使用を許可しない。

- (1) その使用が教育・交流施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 教育・交流施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その使用が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるときのほか、管理運営上支障があるとき。

(入場の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることがある。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者
- (目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に教育・交流施設を使用し、転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が管理上で支障があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、町は、生じた損害についての賠償責任を負わない。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、教育・交流施設の使用が終わったとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに現状に回復して、返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 使用者は、教育・交流施設を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理等)

第12条 町長は、教育・交流施設の管理運営業務について地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 教育・交流施設の管理運営業務

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に掲げるもののほか、教育・交流施設の効用を増加させる自主事業に関する業務を行うことができるものとする。

4 第3条から第11条までの規定は、第1項の規定により、指定管理者に管理運営業務を行わせる場合について準用する。この場合において、「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 使用者は、前条の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者のその収入として収受させることができる。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料

金を減額し、又は免除することができる。

- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、教育・交流施設の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第4条関係）

区分	単位	使用料の額
1 泊につき	1 人当たり	5 5 0 円
1 時間までごとに	1 人当たり	1 1 0 円